

附属書十（第七章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

第一編 日本国の特定の約束

第一節 インドネシアの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するインドネシアの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 インドネシアの企業内転勤者

1 次の(a)から(c)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわ

たり、日本国内においてサービスを提供する企業又は日本国内において投資を行う企業によって雇用されている者であること。

(b) 当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される企業に転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii) 役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような企業を管理する活動

(iii) 日本国において設立され、又は組織されるそのような企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日

本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又

は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるものの

注釈 この附属書の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1 (c) (iv) 及び (v) に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動を行う。

第三節 インドネシアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動

- (b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動
- (c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節 自由職業サービスに従事するインドネシアの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するインドネシアの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

- (c) 日本国の法令により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法令により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法令により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス

ス

(f) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(g) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(h) 日本国の法令により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

(i) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(j) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事するインドネ

シアの自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本

国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2 1 (a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動を行う。

第六節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士と

してのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人

1 次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間(この期間は、更新することができ。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。)、入国及び

一時的な滞在が許可される。

(a) インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であつて、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。

(b) インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること。

(c) 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。

(d) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「看護師」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動

(ii) (i)に規定する研修の修了後の、病院における「看護師」の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて病院を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整の

ための機関であつて、日本国政府によりインドネシア政府に対し通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

注釈1 この1及び2の規定の適用上、「修了証書Ⅲ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。

注釈2 この1に規定するインドネシアの自然人は、この1の規定に基づく最長の期間まで日本国に滞在するときは、通常の状態においては、出願に基づき及び日本国の法令に従い、「看護師」としての資格を取得するための国家試験を最大三回まで受けることができる。

注釈3 この1並びに2及び3の規定の適用上、「日本国の法令に従つて日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関」は、インドネシアの自然人を公私の機関に紹介することについてインドネシア海外労働者派遣・保護庁と契約を締結している機関でなければならぬ。

2 次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新すること

とができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する者であること。

(i) インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

(ii) インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

(iii) インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づき適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(b) インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること。

(c) 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。

(d) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「介護福祉士」としての資格を取得す

ることを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動

(ii) (i)に規定する研修の修了後の、介護施設における「介護福祉士」の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて介護施設を設立している日本国にある私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりインドネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

3 次の(a)及び(b)の要件を満たすインドネシアの自然人については、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 次のいずれかの期間に「看護師」又は「介護福祉士」としての資格を与えられた者であること。

(i) 1又は2の規定に基づく滞在の間

- (ii) 1又は2の規定に基づく滞在の間に「看護師」又は「介護福祉士」としての資格が与えられなかった後の期間

- (b) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて「看護師」又は「介護福祉士」として業務に従事しようとする者であること。

注釈 この3の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、(a)(i)の規定に該当し、かつ、再入国の許可を取得することなく日本国を出国したインドネシアの自然人又は(a)(ii)の規定に該当するインドネシアの自然人は、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

- (a) インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること。

- (b) 日本国の法令に基づいて病院又は介護施設を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりインドネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約を締結した者であること。

4 (a) 日本国は、1又は2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるインドネシアの自然人の年間の最大人数を決定することができる。

(b) 日本国は、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づき日本国に滞在するインドネシアの自然人の最大人数を決定することができる。

(c) 日本国の社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、日本国は、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定（この節の規定に基づく約束の実施の停止を含む。）を行うことができる。

(d) 日本国政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行われる決定を、当該決定の実施の前に、インドネシア政府に対し通報する。

5 日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(d)(ii)又は2(d)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(d)(i)又は2(d)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

6 日本国政府は、1(d)(i)及び2(d)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア

政府に対し通報する。

7 1(d)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(d)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(d)、2(d)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

8 1から3までの規定の適用上、インドネシア政府は、次の事項を行う。

(a) インドネシア海外労働者派遣・保護庁によって実施された募集過程を経たインドネシアの自然人（1から3までの規定の条件を満たす者に限る。）のみを指名すること。

(b) 指名されたインドネシアの自然人並びに公私の機関の名称及び住所を、日本国政府が要求する他の情報とともに、外交上の経路を通じて、日本国政府に対し書面により通報すること。

第二編 インドネシアの特定の約束

第一節 日本国の短期の商用訪問者

商用の会合又は業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（インドネシアにおいて投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、インドネシア国内

から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなくインドネシアに滞在する日本国の自然人については、六十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 日本国の企業内転勤者

次の(a)及び(b)の要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) インドネシアへの入国及びインドネシアにおける一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、インドネシア国内においてサービスを提供する企業又はインドネシア国内において投資を行う企業によって雇用されている者であること。

(b) 当該企業のインドネシアにおける支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、インドネシアにおいて設立され、若しくは組織される企業に転任する者であること。

第三節 日本国の投資家

インドネシアにおける一時的な滞在の間にインドネシアの法令によって認められた次のいずれかの活動に従事しようとする日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) インドネシアにおける事業に投資してその経営を行う活動

(b) インドネシアの者以外の者であってインドネシアにおける事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c) インドネシアにおける事業であってインドネシアの者以外の者が投資しているものの管理

第四節 インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する日

本国の自然人

インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、インドネシアにおける一時的な滞在の間に、機械技術者、電気技術者などの業務活動に従事しようとする日本国の自然人については、一年間（この

期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第五節 インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人

1 次の(a)から(d)までの要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の法令に基づいて資格を有する看護師であつて、日本国の法令に基づいて看護課程を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。

(b) 日本国政府により指名され、及びインドネシア政府に対し通報された者であること。

(c) インドネシア政府が指定する日にインドネシアに入国しようとする者であること。

(d) インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアの法令に基づいて看護師としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 六箇月間のインドネシア語の語学課程を履修する活動

(ii) (i)に規定するインドネシア語の語学課程の修了後の、病院における実習を通じた必要な知識及び技術を得る活動

ただし、これらの活動については、インドネシアの法令に基づいて病院を設立しているインドネシアにある公私の機関（インドネシアの法令に従ってインドネシアの保健省及び労働・移住省の職員で構成する調整チームにより紹介され、かつ、インドネシアの労働・移住省により日本政府に対し通報されたものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

注釈 この1に規定する日本国の自然人は、この1の規定に基づく最長の期間までインドネシアに滞在するときは、通常の状態においては、出願に基づき及びインドネシアの法令に従い、看護師としての資格を取得するための国家資格試験を最大三回まで受けることができる。

2 次の(a)から(d)までの要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 次の(i)又は(ii)に該当する者であること。

(i) 日本国における高等学校教育又はこれと同等の教育の修了後、修了に要する期間が少なくとも三年間である看護課程を修了した者

(ii) 高等学校教育又はこれと同等の教育の修了後、修了に要する期間が少なくとも二年間である学問的課程を修了した者であつて、第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針が規定する要件を満たしているもの

(b) 日本国政府により指名され、及びインドネシア政府に対し通報された者であること。

(c) インドネシア政府が指定する日にインドネシアに入国しようとする者であること。

(d) インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアの法令に基づいて介護福祉士としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 六箇月間のインドネシア語の語学課程を履修する活動

(ii) (i)に規定するインドネシア語の語学課程の修了後の、インドネシアの労働・移住省の調整の下での

介護施設における実習を通じた必要な知識及び技術を修得する活動

ただし、これらの活動については、インドネシアの法令に基づいて介護施設を設立しているインドネシアにある公私の機関（インドネシアの法令に従ってインドネシアの労働・移住省により紹介され、かつ、インドネシアの労働・移住省により日本国政府に対し通報されたものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

3 次の(a)及び(b)の要件を満たす日本国の自然人については、一年間（この期間は、毎年更新することができ。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 次のいずれかの期間に、インドネシアの法令に従って、インドネシア政府により看護師又は必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者であること。

(i) 1又は2の規定に基づく滞在の間

(ii) 1又は2の規定に基づく滞在の間に看護師又は介護福祉士としての資格が与えられなかった後の期間

(b) インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師又は介護福祉士として業務に従事しようとする者であること。

注釈 この3の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されるに当たっては、(a)(i)の規定に該当し、

かつ、再入国の許可を取得することなくインドネシアを出国した日本国の自然人又は(a)(ii)の規定に該当する日本国の自然人は、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a) 日本国政府により指名され、及びインドネシア政府に対し通報された者であること。

(b) インドネシアの法令に基づいて病院又は介護施設を設立しているインドネシアにある公私の機関（インドネシアの法令に従ってインドネシアの保健省及び労働・移住省の職員で構成する調整チームにより紹介され、かつ、インドネシアの労働・移住省により日本国政府に対し通報されたものに限る。）との間の個人的な契約を締結した者であること。

4 (a) インドネシアは、1又は2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可される日本国の自然人の年間の最大人数を決定することができる。

(b) インドネシアは、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在の許可に基づきインドネシアに滞在する日本国の自然人の最大人数を決定することができる。

(c) インドネシアの社会又は労働市場に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合には、インドネ

シアは、(a)又は(b)に規定する人数に関して必要と認める他の決定（この節の規定に基づく約束の実施の停止を含む。）を行うことができる。

(d) インドネシア政府は、(a)、(b)又は(c)の規定に従って行われる決定を、当該決定の実施の前に、日本国政府に対し通報する。

5 インドネシアは、日本国の自然人の言語能力が1(d)(ii)又は2(d)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該日本国の自然人について、それぞれ1(d)(i)又は2(d)(i)に規定するインドネシア語の語学課程を全面的又は部分的に免除することができる。

6 インドネシア政府は、1(d)(i)及び2(d)(i)に規定するインドネシア語の語学課程について、様式その他の関連する情報を日本国政府に対し通報する。

7 1(d)に規定する病院における実習、2(d)に規定するインドネシアの労働・移住省の調整の下での介護施設における実習、並びに1(d)、2(d)及び3(b)に規定するインドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約については、インドネシア政府が日本国政府に対し通報する条件を満たすものとする。

8 1から3までの規定の適用上、日本国政府は、次の事項を行う。

(a) 日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりインドネシア政府に対し通報されたものによつて実施された募集過程を経た日本国の自然人（1から3までの規定の条件を満たす者に限る。）のみを指名すること。

(b) 指名された日本国の自然人並びに公私の機関の名称及び住所を、インドネシア政府が要求する他の情報とともに、外交上の経路を通じて、インドネシア政府に対し書面により通報すること。